

2024 年 6 月

男性の育児休業等取得状況について

育児介護休業法の改正により、常時雇用する職員が 1000 人を超える企業は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年 1 回公表することが義務付けられました。（2023 年 4 月施行）
このため、2023 年度における男性労働者の育児休業等の取得状況を公表いたします。

育児休業等と育児目的休暇の取得割合 80.0%

計算式：（育児休業等をした男性労働者の数＋小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者の数）÷配偶者が出産した男性労働者の数